

議案第18号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条本文中「以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

第9条の3第1項中「第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

（提案理由）

労働基準法の一部改正及び人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令を行うことができる時間の上限について定

める必要がある。